



令和 7 年度

帯 広 市

除 雪 実 施 計 画

令和 7 年 1 1 月

都市環境部土木室道路維持課

目 次

1 計画の策定にあたって.....	1
1 趣旨	
2 除雪の期間	
2 除雪の延長	1
1 除雪延長（車道・歩道）	
2 除雪延長の前年度対比	
3 運搬排雪・拡幅路線延長	
3 除雪の体制	2
1 ブロック除雪体制	
2 除雪センターの開設期間	
3 除雪センターの役割	
4 除雪機械の概要と台数	
5 雪捨て場	
6 大雪時の体制	
4 除雪の実施方法	7
1 新雪除雪	
2 路面整正	
3 拡幅除雪	
4 運搬排雪	
5 吹込除雪	
6 交差点雪山処理	
7 凍結防止剤（焼砂）散布	
8 その他の取組み	
学校給食配送重点箇所図	
排雪優先路線図（路線バス）	
5 市民協働の取組み	20
1 除雪連絡協議会	
2 パートナーシップ除排雪制度	
3 小型除雪機貸出制度	
4 農村部除雪協力	

6	情報発信の取組み	24
1	除雪情報の発信	
2	市民への除雪協力をお願い	
7	連携体制と情報共有	26
1	連携体制と情報共有	
2	市役所関係課における連携	
3	他機関との連携	

1 計画の策定にあたって

1 趣旨

本計画は、第二次帯広市総合除雪基本計画に基づき、除雪の実施方法をはじめ、市民協働の取組みや除雪情報の発信、連携体制など除雪に関する具体の取組みについて、毎年見直しを行いながら策定するものです。

2 除雪の期間

- ・令和7年11月15日～令和8年3月31日
- ・令和8年4月1日～令和8年5月中旬(4月以降の降雪時対応として)

2 除雪の延長

1 除雪延長(車道・歩道)

(単位: km)

	直 営	東 部	北 部	中央部	西 部	南 部	川 西	大 正	合 計
車道	10.0	145.5	157.9	168.0	185.7	169.7	321.8	197.9	1,356.5
歩道	0.0	119.1	85.0	106.2	75.2	63.6	19.3	8.4	476.8

2 除雪延長の前年度対比

(単位: km)

区 分	令和6年度	令和7年度	増△減
車道除雪延長	1,355.6	1,356.5	0.9
歩道除雪延長	476.6	476.8	0.2

3 運搬排雪・拡幅路線延長

降雪量や道路の状況により、運搬排雪または拡幅除雪の実施を計画している路線です。

(単位: km)

地 区	運搬排雪路線延長	拡幅路線延長
東部	5.3	53.2
北部	9.1	39.3
中央部	12.4	26.0
西部	5.7	29.4
南部	6.5	19.9
川西(清流)	5.4	0.0
大正	—	—
直営	6.7	4.7
全地区合計	51.1	172.5

3 除雪の体制

1 ブロック除雪体制

帯広市の除雪作業は、市街地の幹線道路の一部を直営除雪で行い、その他の車道や歩道を民間業者による委託除雪により行います。

委託除雪は市内を7つの地区(ブロック)に分割し、業務の拠点として各地区に除雪センターを設置します。

除 雪 地 区	除雪共同企業体	除雪センター所在地
東部地区	東日本富士新道路外7社ブロック 除雪共同企業体	東4条南16丁目18-3
北部地区	十勝舗道外7社ブロック 除雪共同企業体	西23条北2丁目17-5 (十勝舗道株式会社内)
中央部地区	保全外6社ブロック 除雪共同企業体	西17条南5丁目5-1
西部地区	東亜道路外11社ブロック 除雪共同企業体	南町南7線 (帯広の森陸上競技場内)
南部地区	日本道路外3社ブロック 除雪共同企業体	南町南7線56 (帯広の森野球場内)
川西地区	十勝道路外5社ブロック 除雪共同企業体	東1条南23丁目8 (十勝道路株式会社内)
大正地区	タイキ外4社ブロック 除雪共同企業体	西1条南29丁目17 (タイキ工業株式会社内)

2 除雪センターの開設期間

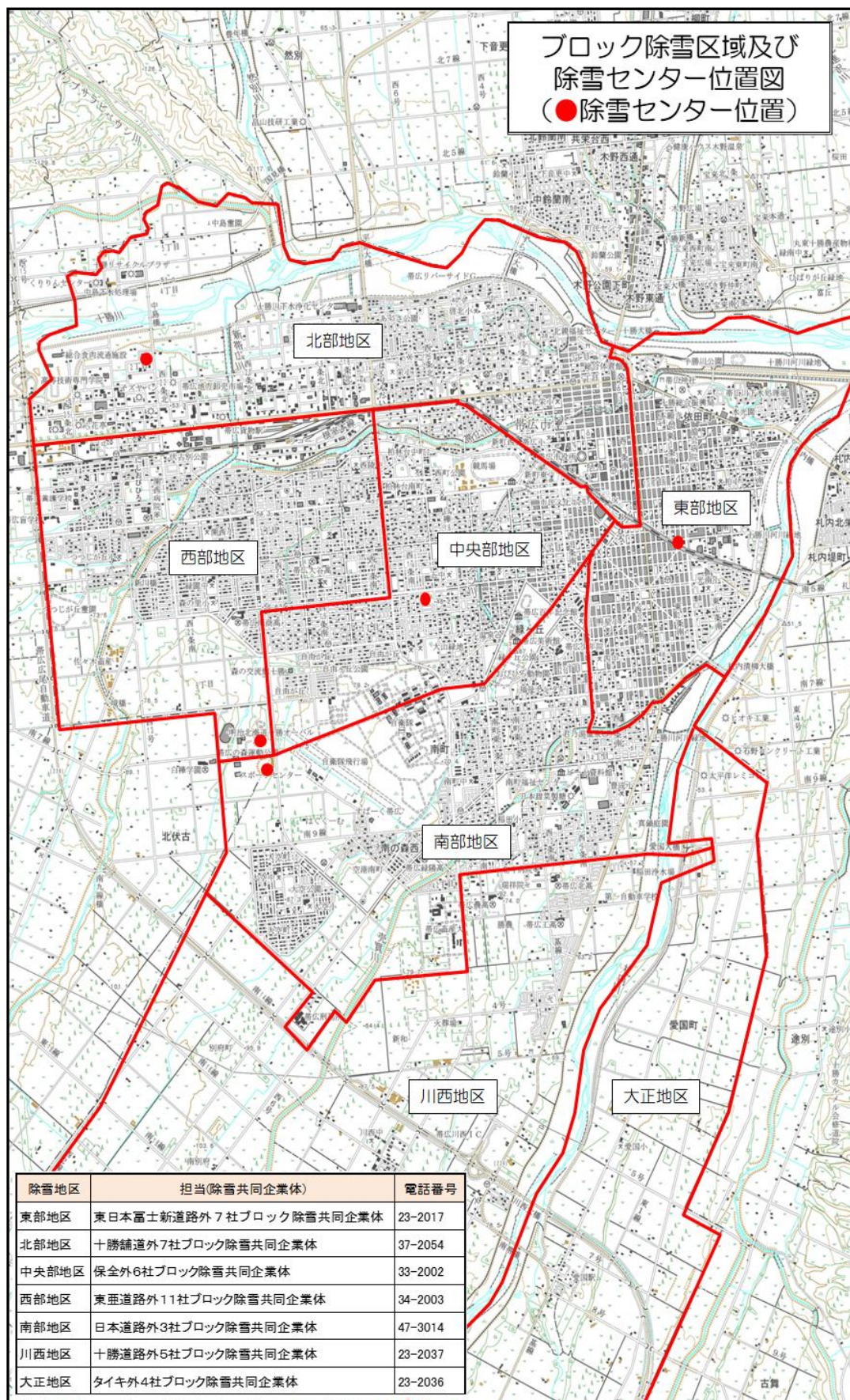
令和7年11月15日～令和8年3月31日

除雪センターの業務時間は、8時から17時までとし、大雪時及び除雪車出動中は24時間体制とします。

3 除雪センターの役割

- (1)パトロール等による道路状況の把握
- (2)市の業務担当員との連絡調整など
- (3)除雪作業に係る企業体構成員への指示
- (4)除雪作業の実施
- (5)市民からの問合せ等の対応

ブロック除雪区域及び除雪センター位置図



4 除雪機械の概要と台数

(1) 除雪機械の概要

名 称	除雪グレーダ	除雪トラック
役 割	車道(幹線道路)の除雪	車道(農村部)の除雪
性 能	- 鉄の刃を路面に削りながら雪や氷を除去する。 - 車体が大きく、小回りが利かない。	- プラウ(排土板)により、前方の雪をかき分ける。 - 作業速度は速いが、小回りは利かない。
		
名 称	除雪ドーザ (タイヤショベル)	補助ショベル
役 割	車道(生活道路)及び歩道の除雪	車道(幹線道路)の除雪 (間口処理など)
性 能	- 車道用は、大型のプラウにより雪を左右に振り分ける。 - 歩道用は、小型バケットを装着している。	除雪グレーダで除雪後、交差点や住宅の間口等の雪処理に使用する。
		
名 称	ロータリ除雪車	小型除雪機 (ハンドガイド式ロータリ)
役 割	歩道の除雪及び車道の拡幅除雪	歩道の除雪
性 能	前方に取り付けた刃の回転により雪を飛ばす機械。	大型の機械が入れない狭い所を除雪する小型機械。(小型機械が入れない狭い所は、人力で行う。)
		

(2)除雪機械の台数

(単位：台)

地区	種別	車道除雪機械					歩道除雪機械			合計
		除雪 グレーダ	補助 ショベル	除雪 トラック	大型除雪 ドーザ	ロータリ 除雪車	小型除雪 ドーザ	ロータリ 除雪車	小型除雪機	
直営	帯広市	3	4	—	2	—	—	1	—	10
東部	業持	4	16	—	7	1	9	1	—	41
	官貸	2	—	—	—	—	—	1	—	
北部	業持	9	18	—	9	—	10	1	2	51
	官貸	1	—	—	—	—	—	1	—	
中央部	業持	6	13	—	13	1	6	3	—	45
	官貸	2	—	—	—	—	—	1	—	
西部	業持	4	13	—	14	—	5	1	4	44
	官貸	2	—	—	—	—	—	1	—	
南部	業持	3	11	—	12	—	2	2	—	33
	官貸	2	—	—	—	—	—	1	—	
川西	業持	1	1	3	7	—	2	1	—	21
	官貸	—	—	5	—	—	—	1	—	
大正	業持	—	—	5	4	—	—	1	—	14
	官貸	—	—	4	—	—	—	—	—	
全 体	帯広市	3	4	—	2	—	—	1	—	10
	業持	27	72	8	66	2	34	10	6	225
	官貸	9	0	9	0	0	0	6	0	24
	合計	39	76	17	68	2	34	17	6	259

※直営「補助ショベル 4台」は借り上げによる

※業持にはリースを含む

(3)令和8年4月以降の体制

各地区の除雪センターは 3月31日で閉鎖し、令和8年4月1日から5月中旬までは、業務の拠点を市道路車両センター(道路維持課)に集約し、除雪作業を行います。

(単位：台)

機 種	車 道			歩 道			計
	直営	官貸車	計	直営	官貸車	計	
除雪グレーダ	3	9	12	—	—	—	12
除雪ドーザ	2	—	2	—	—	—	2
除雪トラック	—	9	9	—	—	—	9
ロータリ除雪車	1	—	1	—	6	6	7
計	6	18	24	—	6	6	30

5 雪捨て場

雪捨て場の3箇所は、市の委託除雪業者や民間除雪業者のほか、市民の方も利用できます。
市ホームページにて詳細な位置や最新情報を掲載しています。

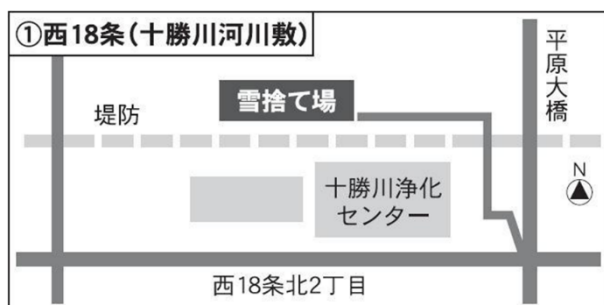
利用可能期間 令和7年11月15日 ～ 令和8年3月31日

(年末年始の令和7年12月31日 ～ 令和8年1月4日原則閉鎖)

表2 雪捨て場一覧

名 称	住 所	面 積(m ²)	開設時間
十勝川(西18条)雪捨て場	西18条北3丁目	40,000	午前6時から 午後8時まで
札内川(依田)雪捨て場	幕別町依田	32,375	
札内川(大正)雪捨て場	大正町西1線	8,100	

雪捨て場位置図



※大雪時は24時間開設します。

※開設期間中、堆雪状況等により、時間制限
や閉鎖する場合があります。

※帯広市以外の除排雪作業で出た雪の持ち
込みはできません。

6 大雪時の体制

気象予報等により大雪が予想される場合は、常に降雪等の状況把握を行うとともに、除雪の出動体制を整え、情報の収集・伝達・巡回などの対応を行います。

拡幅・排雪作業にあたり、作業が遅延している地区がある場合は、除雪センターが把握している危険箇所等を他地区の除雪センターと共有し、他地区の除雪業者が応援に入ります。

交通障害が発生した場合は早期に解消するため、国や北海道等のリエゾン（情報連絡員）を通じ情報共有を行い、除排雪作業について連携するほかや除雪機材等の支援などを要請していきます。

また、各除雪センターで排雪ダンプ等が不足する場合は、帯広建設業協会に応援を要請し除雪体制を確保します。

4 除雪の実施方法

1 新雪除雪

(1) 出動基準

連続した降雪で降雪量が 10 cm～15 cmを超えた場合を出動の目安としており、雪質やその後の気温など路面と気象状況を勘案し、「新雪除雪施工管理区分」のもと実施します。

ただし、上記の条件によっては、小中学校の通学を考慮し、学校周辺の歩道のみや幹線道路のみとするなど、除雪範囲を限定して実施します。

新雪除雪は、交通渋滞を招き、重大な事故につながる恐れがある日中には実施せず、原則 20 時から早朝 6 時にかけての約 10 時間の夜間作業にて実施します。

(2) 作業内容

降雪後、最初に実施する除雪であり、除雪機械を用いて降り積もった雪を道路脇に堆積し、通行可能な幅員と路面環境の確保を行います。

① 幹線道路

除雪グレーダに装着されているブレード（櫛刃）により路面上の雪を切削し、除雪グレーダ及び除雪ドーザで道路上の雪を路肩に振り分けます。

また、低下縁石部に寄せられた雪氷は、後付きの補助ショベルにより間口処理を行います。

② 生活道路

除雪ドーザ等により、雪を路肩に振り分け、残った雪は通行に支障が出ない範囲で圧雪状態にします。また、狹隘路線は除き同一路線を往復して行うことを基本とします。

③ 歩道

小型ロータリ除雪車や除雪ドーザ、小型除雪機（ハンドガイド式ロータリ）により、歩道部に堆積した雪や氷塊を路側部に堆積します。

④ 郊外道路

除雪トラックにより、雪を路肩に振り分けます。狹隘路線は除き同一路線を往復して行うことを基本とします。

(3) 大雪の対応

除雪開始時間や降雪状況により、翌朝までに全ての幹線道路の除雪が完了できない状況においては、国道や道道と接続する幹線道路を優先して新雪除雪を行います。その後、日中の作業は交通渋滞や事故の危険を伴うことから、翌日の夜間に残りの除雪を行います。

生活道路と歩道の新雪除雪は、夜間作業のほか、必要に応じて日中も継続して行います。

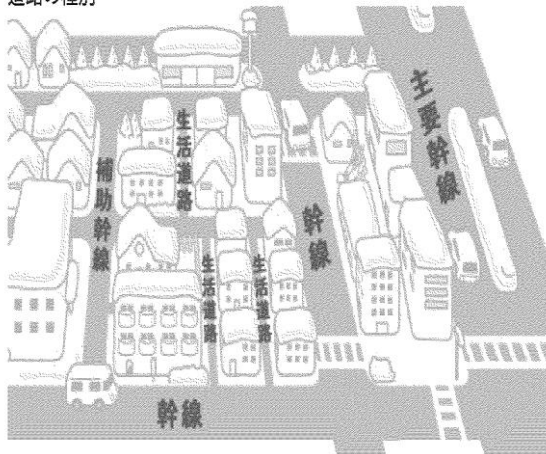
新雪除雪施工管理区分

工種	道路種別		間口 処理※	道路形状	施工状況		主な除雪機械
					路面状況	除雪幅	
車道除雪工(市街地区)	1 種道路 (幹線)		有	4 車線 (片側 2 車線道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	除雪グレーダ 補助タイヤショベル
	2 種道路 (準幹線)		有	2 車線・停車帯 (片側 1 車線のほか 停車帯がある道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	除雪グレーダ 補助タイヤショベル
	3 種道路 (補助幹線)		有	2 車線 (片側 1 車線で 停車帯がない道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	除雪グレーダ 補助タイヤショベル
	4 種道路	用地幅員 8m 以上	無	生活道路 (1～3 種道路 以外の道路)	最小限の 圧雪状態	4.0m～5.0m	タイヤショベル (除雪装置付)
		用地幅員 8m 未満	無			用地幅員の 60%以上	
車道除雪工(郊外地区)	3 種道路 (農村部幹線)		無	2 車線 (片側 1 車線で 停車帯がない道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 100%	除雪グレーダ 除雪トラック
	4 種道路	用地幅員 8m 以上	無	農村市街地	最小限の 圧雪状態	4.0m～5.0m	タイヤショベル (除雪装置付)
		用地幅員 8m 未満	無			用地幅員の 60%以上	
		農村道	無	農村道		車道幅員の 100%	
除雪工 歩道	幹線道路、市内中心部、学校周辺で 市が指定する歩道				歩行に支障と ならない 路面状況	除雪機械の 幅による	タイヤショベル ロータリ車 小型除雪機ハンドガイド

※1～3 種道路は、除雪グレーダで舗装路面まで雪を削り取るため、住宅などの前に固くて大きな雪山が残ります。このため、新雪除雪時に合わせて隣接する各家庭の乗用車 1 台分の間口を確保しています。

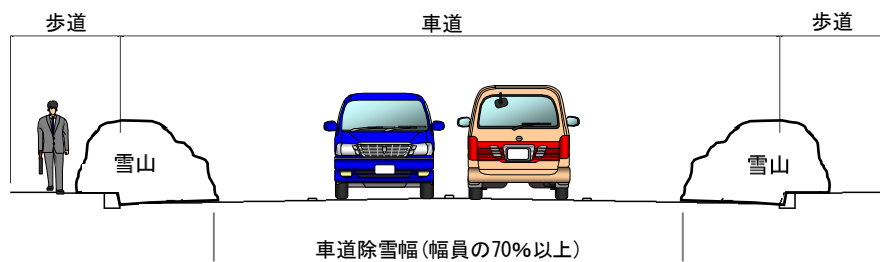
大雪等により新雪除雪施工管理区分の確保ができない場合は、最低限の通行幅を確保することを優先とし、その後、交通障害が発生する場合は市街地区における生活道路を除く幹線道路において拡幅・排雪を行います。

道路の種別

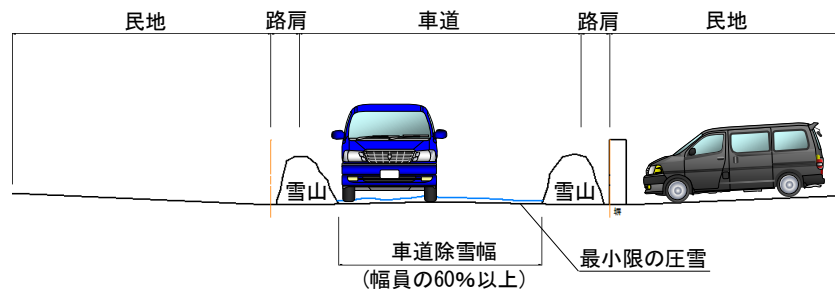


種別	道路形状	概 要
1 種道路	4 車線	幹線道路 片側 2 車線の道路
2 種道路	2 車線・ 停車帯	準幹線道路 側線により概ね車 両 1 台分の停車ス ペースがある道路
3 種道路	2 車線	補助幹線道路 片側 1 車線のほ か、停車スペースの ない道路
4 種道路	車線区分 なし	生活道路 居住などの日常生 活を主体に利用さ れる宅地に接して 設けられる道路

道路種別概略図



除雪イメージ(幹線道路)



除雪イメージ(生活道路)

2 路面整正

(1) 出動基準

凍結・融解が繰り返され、車両走行などにより発生したわだちや段差、凍結路面などにより、通行に著しく支障があると判断した場合に実施します。

(2) 作業内容

除雪グレーダや除雪ドーザなどにより、路面のわだちや段差、凍結などの氷塊等を切削し、平坦性を確保します。

3 拡幅除雪

(1) 出動基準

幹線・準幹線・補助幹線道路において、新雪除雪時に寄せた道路脇の雪山により車道の通行幅が狭くなり、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合のほか、次回の降雪で堆積スペースが確保できない場合に実施します。

(2) 作業内容

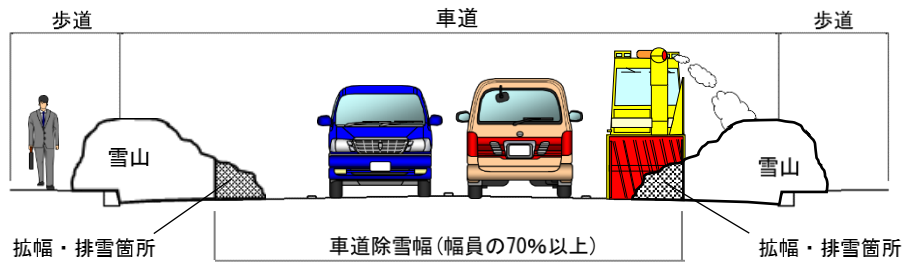
ロータリ除雪車による投雪や除雪ドーザによる積み上げなど、車道にせり出している雪を路肩など堆雪スペースの雪山に積み上げ、車道の通行幅を広げます。

(3) 大雪の対応

大雪時に新雪除雪実施基準の除雪幅を満たさず交通障害が発生する場合は、以下の選定路線を優先して速やかに拡幅除雪を行います。

第一優先：小中学校等周辺の歩道	(全小中学校・義務教育学校)
学校給食の運搬路	(小中学校・義務教育学校 29 箇所)
路線バスの運行経路	(第一路線 白樺通など 第二路線 春駒通、新緑通など 第三路線 柏林台通、中島通など)
第二優先：比較的交通量の多い幹線道路	(弥生通、15 条通の一部など)
準幹線道路	(16 条通、公園東通りの一部など)
第三優先：その他の幹線及び準幹線道路、補助幹線道路	

大雪時、拡幅作業に時間を要し、バスの停車などに交通渋滞が生じる場合は、バス会社と協議し、一部のバス停の停車スペースを拡幅します。



除雪イメージ(幹線道路 大雪時)

4 運搬排雪

(1) 出動基準

幹線・準幹線・補助幹線道路において、新雪除雪時に寄せた道路脇の雪山により車道の通行幅が狭くなり、車や歩行者の通行に著しく支障があり、拡幅除雪では車道の通行幅を確保できない場合のほか、次の降雪で堆積スペースが確保できない場合に実施します。

(2) 作業内容

ロータリ除雪車や除雪ドーザにより、道路脇の雪山をダンプトラックに投雪し積み込み、雪捨て場へ運搬排雪することで車道や歩道の通行幅を拡げます。

作業方法は次の2つに区分され、現地状況などを踏まえて決定します。

① カット排雪

車道の通行幅が狭い場合に、車道部に堆積した雪山を、ロータリ除雪車による切削と同時にダンプトラックに投雪し、雪捨て場へ運搬排出を行います。

② 全排雪

車道と歩道をあわせた道路幅が狭く、車や歩行者の通行に支障がある場合に、車道と歩道に堆積した全ての雪山を除雪ドーザにより車道部へ掻き出し、ロータリ除雪車によりダンプトラックに投雪し、雪捨て場へ運搬排出を行います。

(3) 大雪の対応

大雪等により新雪除雪実施基準の除雪幅を確保することができなく交通障害の恐れがある場合は、拡幅除雪と同様に速やかに排雪除雪を行います。

5 吹込除雪

(1) 出動基準

強風により車道や歩道の幅員が狭く、埋まるなどの吹溜りが発生し、通行に支障となる場合は、速やかに吹込の除雪を行います。

(2) 作業内容

ロータリ除雪車や除雪ドーザにより積み上げるほか、郊外地区では除雪トラックにて、道路上の雪を路肩に振り分けるなど吹溜りを排除します。

6 交差点雪山処理

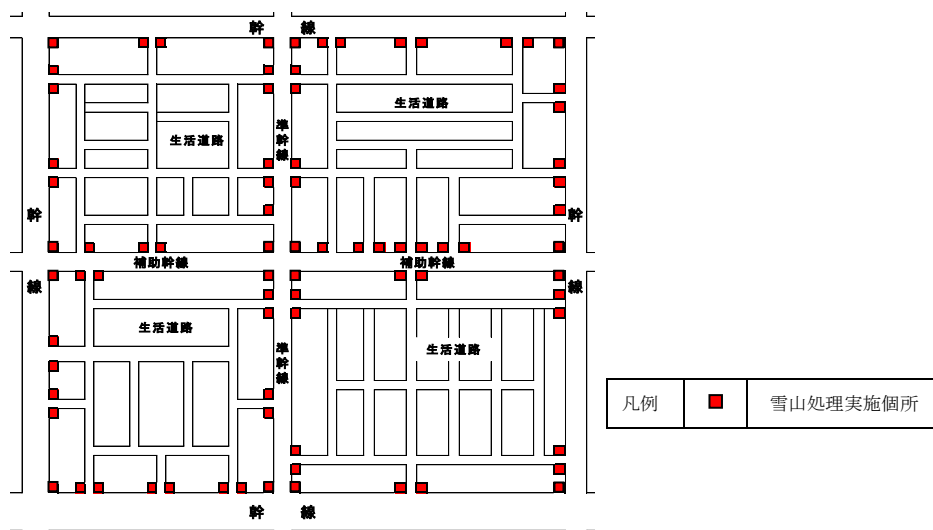
(1) 出動基準

幹線道路等の交差点の雪山が高く積み上げられることで見通しが悪くなり、車両の円滑な通行や歩行者に危険が及ぶほか、次回の新雪除雪作業の支障となると判断した場合に実施します。

(2) 作業内容

除雪ドーザなどにより交差点部に堆積した雪山を低くするほか、必要に応じて排雪します。

雪山処理概要図



7 凍結防止剤（焼砂）散布

（１）出動基準

交通障害や衝突事故が発生する原因となる路面凍結や圧雪アイスバーンなどの発生や恐れがある場合に実施します。

（２）作業内容

凍結防止剤（焼砂）散布車により、幹線道路の交差点や坂道のほか日陰になる箇所に、必要に応じて滑り止め用の焼砂や凍結防止剤を散布し、路面凍結や圧雪アイスバーンの解消を行います。

8 その他の取組み

（１）ロードヒーティング・定置式路面凍結防止剤散布装置

一部の坂道や、駅の周辺にロードヒーティングや定置式路面凍結防止剤散布装置※を設置しています。

ロードヒーティング

①	西 5 号坂	緑ヶ丘 7 丁目	車道延長：207m 歩道延長：318m
②	西 6 号坂	西 16 条南 6 丁目	車道延長：210m 歩道延長：210m
③	南 8 線坂	西 15 条南 35 丁目	車道延長：96m 歩道延長：168m
④	帯広駅南周辺部 (交通広場・十勝プラザ)	西 3 条南 13 丁目外	歩道・横断歩道延長：546m
⑤	帯広駅北周辺部 (交通広場・南 11 丁目線)	西 2 条南 12 丁目外	歩道・横断歩道延長：809m
⑥	弥生通副道	西 14 条南 29 丁目	車道延長：151m 歩道延長：132m
⑦	帯広駅バスターミナル (帯広駅北側)	西 1 条南 12 丁目	歩道・横断歩道延長：297m

定置式路面凍結防止剤散布装置

⑧	西 10 号坂 (栄通)	西 20 条南 6 丁目
⑨	西 9 号坂 (19 条通)	自由が丘 4 丁目



②西6号坂

ロードヒーティング



⑧西10号坂

定置式路面凍結防止剤散布装置

※ロードヒーティング：舗装下に電熱線を埋設し、電力により路面を温め融雪する装置
 ※定置式路面凍結防止剤散布装置：路面の温度や雪を感知し、自動的に路面凍結を防止する薬剤を散布する装置

(2) 砂箱の設置

路面凍結により通行が困難となる坂道などに、道路利用者が自由に利用できるように、滑り止め用の砂が入った「砂箱」を配備しています。

(車道用 58 か所、歩道用 4 か所)



(3) 焼砂の無料配布

市民に生活道路や学校周辺の歩道などに散布していただく滑り止め用の焼砂を無料配布します。



焼砂の無料配布(左：配布用焼砂、右：チラシによる周知)

(4) 道路パトロール

日々の路面状況を把握し、除雪作業後における通行幅や交差点内の雪山を確認するなど、市と除雪共同企業体による道路パトロールを実施します。

(5) 公共用地を活用した取り組み

除排雪にかかる運搬距離等の縮減や作業の効率化を図るため、冬期末利用地となっている下水道課所管用地(調整池)や小中学校敷地を、市の委託除雪業者に限り、除排雪場所として利用します。

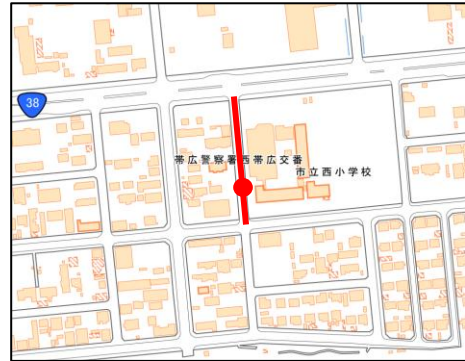
学校給食配送重点箇所図

(国土地理院 地理院地図を加工して作成)

帯広小学校



西小学校



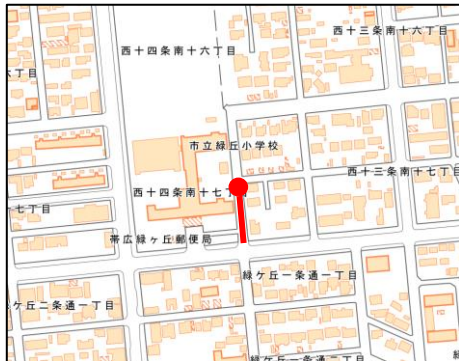
柏小学校



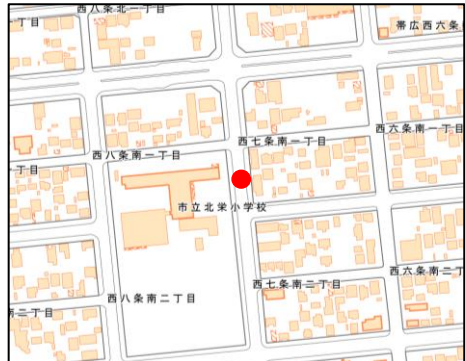
明星小学校



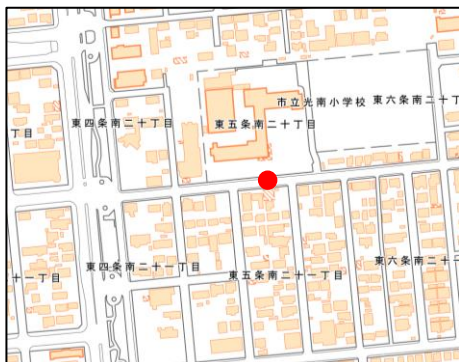
緑丘小学校



北栄小学校



光南小学校

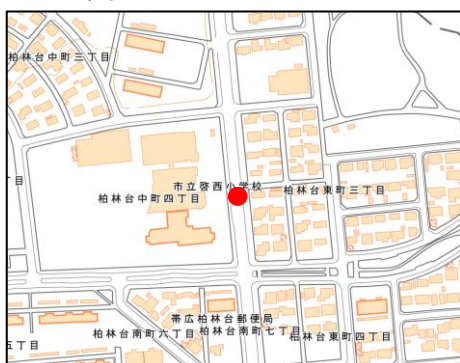


東小学校



● : 搬入口
— : 搬入経路

啓西小学校



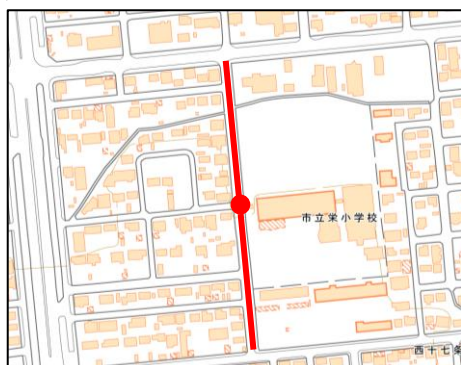
稲田小学校



豊成小学校



栄小学校



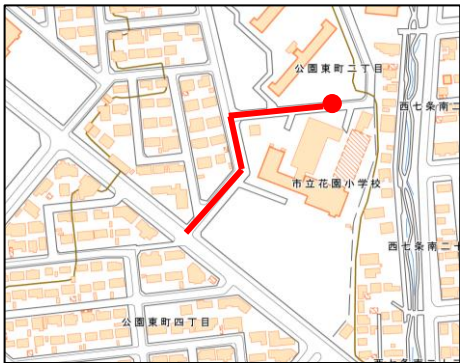
若葉小学校・第八中学校



広陽小学校



花園小学校

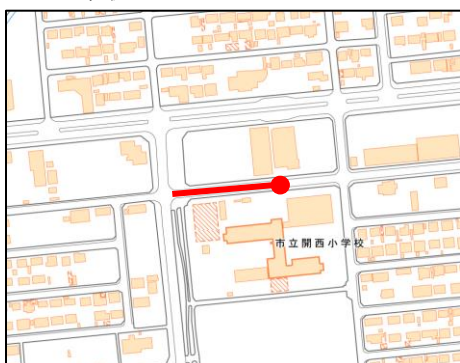


啓北小学校



● : 搬入口
— : 搬入経路

開西小学校



明和小学校



森の里小学校



つつじが丘小学校



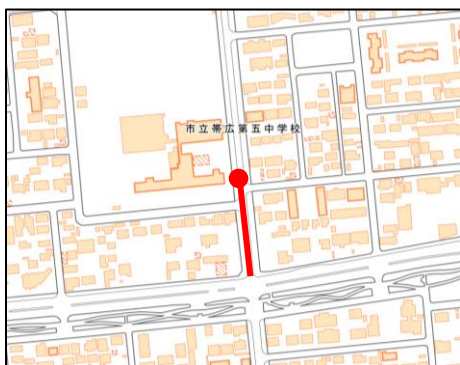
第一中学校



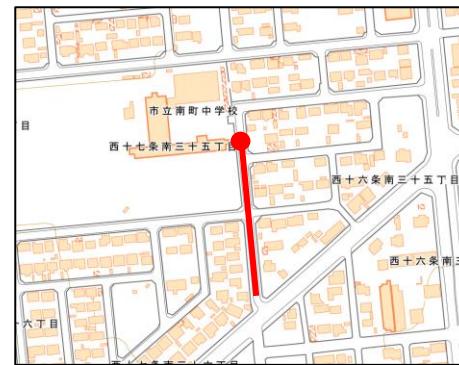
第四中学校



第五中学校



南町中学校

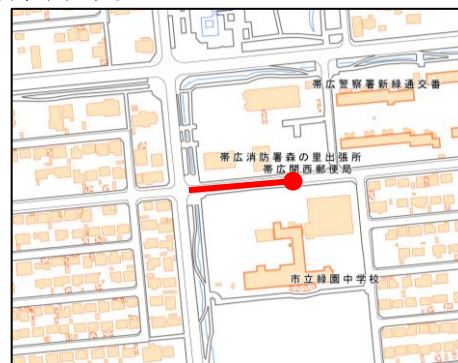


● : 搬入口
— : 搬入経路

西陵中学校



緑園中学校



翔陽中学校



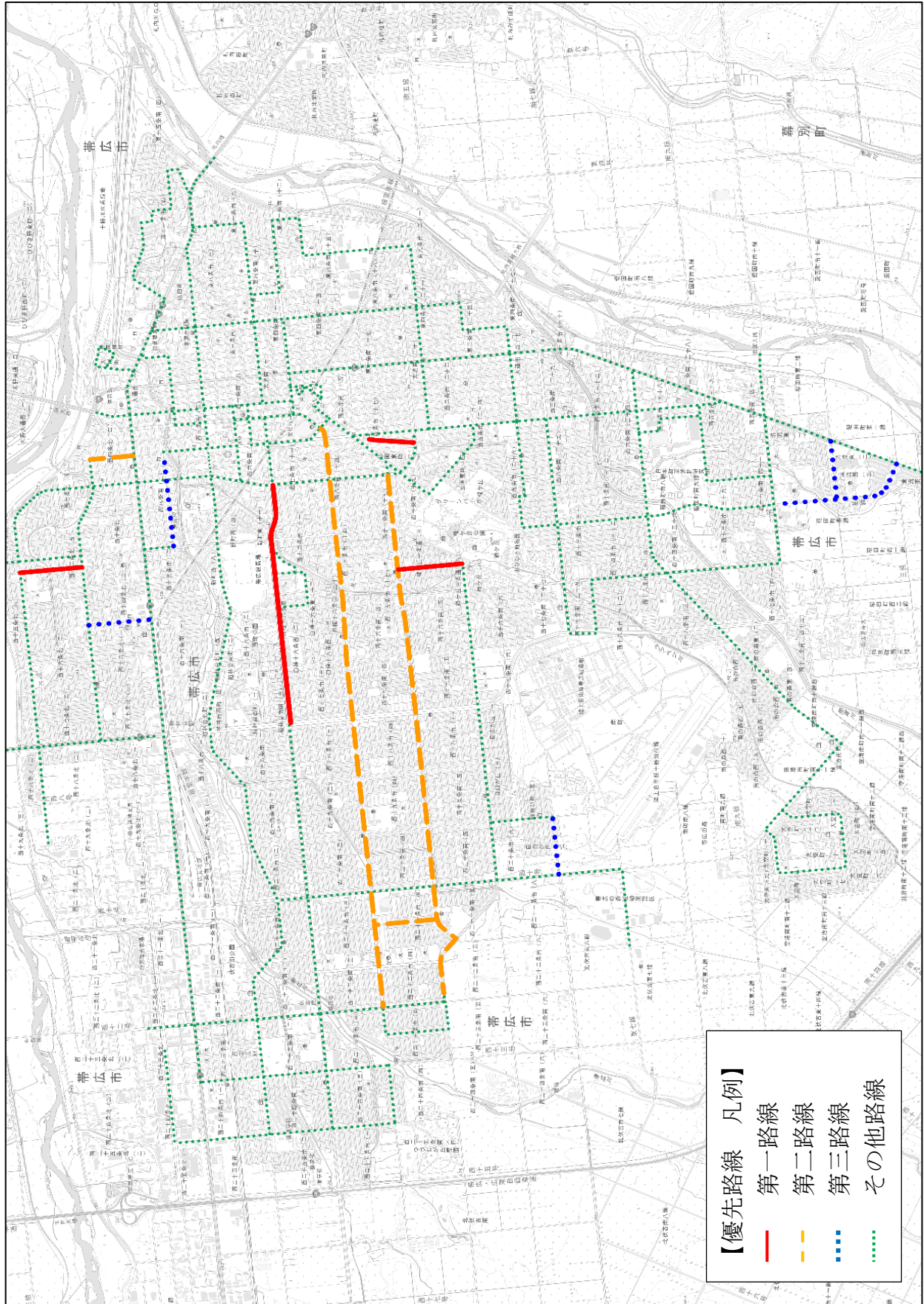
大空学園義務教育学校



給食センター



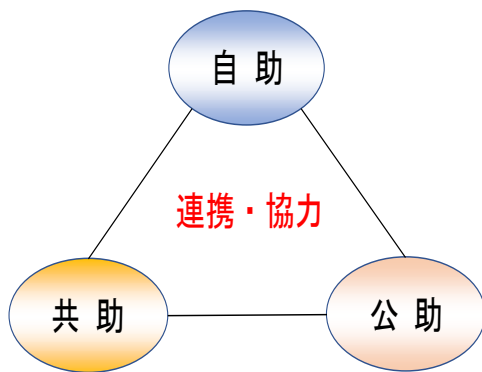
排雪優先路線図（路線バス）



5 市民協働の取組み

1 除雪連絡協議会

冬季間の除排雪の取組みについて意見交換するため、市民・除雪業者・行政で構成する「総合除雪連絡協議会」とブロックごとに構成する「地区除雪連絡協議会」により、自助・共助・公助の三助による除雪体制に向け、連携します。



自助：市民一人ひとりが行う除雪。

行政による新雪除雪後、民家の前に堆積された雪山の除雪などをお願いしています。

共助：町内会など周辺の方との協力で行う除雪。

高齢者など玄関前の除雪などをお願いしています。

公助：行政の責任で行う除雪。

降雪後の新雪除雪のほか、危険な箇所の運搬排雪、凸凹を解消する路面整正などを行っています。

三助による連携・協力



除雪連絡協議会の組織図

2 パートナーシップ除排雪制度

生活道路の除雪は、道路内の雪を左右の道路脇へ振り分ける除雪となるため、高齢者や身体に障害のある方などの「除雪弱者」に対する玄関先除雪のほか、市民から排雪に対する要望・意見が多く寄せられており、除雪を取り巻く環境が厳しさを増すなか、良好な道路環境を維持するためには市民の理解と協力が必要となります。このことから、冬の暮らしを快適にするための一助として、自助・共助による除排雪支援を行います。

(1) 小型除雪機械購入事業（ハンドガイド及び小型融雪機械）

市道除雪及び高齢者や障がい者の玄関先除雪を行う際に使用する小型除雪機械を町内会が購入（1町内会1台）する場合、購入費を補助する制度です。

受付期間 令和7年11月4日（火）～令和8年2月20日（金）

※先着順とし予算に達し次第、受付を締切ることがあります。

対象者 町内会（町内会活動中傷害保険に加入が必要）

補助金等 購入費の半額（限度額22万円以内）

申込方法 申請書類などの必要書類を事業実施の2週間以上前までに道路維持課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは帯広市道路維持課にて入手し作成してください。

必要書類 補助金交付申請書、購入機械の仕様書（カタログ可）、購入予定店の見積書、除雪位置図・平面図

(2) 小型除雪機借上事業（ハンドガイド及び小型ショベル）

市道除雪及び高齢者や障がい者の玄関先除雪を行う際に使用する小型除雪機械を町内会が借上する場合、借上費を補助する制度です。

受付期間 令和7年11月4日（火）～令和8年2月20日（金）

※先着順とし予算に達し次第、受付を締切ることがあります。

対象者 町内会（町内会活動中傷害保険に加入が必要）

補助金等 借上費の半額（限度額1年で4万8千円以内）

申込方法 申請書類などの必要書類を事業実施の2週間以上前までに道路維持課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは帯広市道路維持課にて入手し作成してください。

必要書類 補助金交付申請書、借上機械の仕様書（カタログ可）、借上予定店の見積書、除雪位置図・平面図

(3) パートナースhip排雪事業

町内会が業者と協議し、実施計画を立案のうえ排雪を実施する場合、その費用の一部を補助する制度です。

対象は地域内の市道ですが、交差点の排雪や高齢者などの玄関先の除排雪も町内会の合意が得られた場合には対象となります。

町内会は、実施業者を決定し、実施日時・実施機械の選考等を実施業者と調整し、利用は、1シーズンにつき1町内1回とします。

受付期間 令和7年11月4日(火) ～ 令和8年2月20日(金)

※先着順とし予算に達し次第、受付を締切ることがあります。

対 象 者 町内会 (町内会活動中傷害保険に加入が必要)

補助金等 排雪費用の半額(1km当たり38万円以内)

申込方法 申請書類などの必要書類を事業実施の2週間以上前までに道路維持課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは帯広市道路維持課にて入手し作成してください。

必要書類 補助金交付申請書、実施業者(住所・代表者・電話番号)調書(見積書可)、排雪位置図

(4) 町内あき地利用事業

町内会区域内のあき地について、地主から町内会の堆雪場として了承をもらい、使用する場合の地主に対して支払う謝礼を補助する制度です。町内会は、契約期間が満了したときには町内会の責任で原状に回復させて土地を地主に返還します。

受付期間 令和7年11月4日(火) ～ 令和8年2月20日(金)

※先着順とし予算に達し次第、受付を締切ることがあります。

対 象 者 町内会 (町内会活動中傷害保険に加入が必要)

補助金等 謝礼の半額(330㎡未満 1万円、330㎡～660㎡未満 1万5千円、660㎡以上 2万円)

申込方法 申請書類などの必要書類を事業実施の2週間以上前までに道路維持課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは帯広市道路維持課にて入手し作成してください。

必要書類 補助金交付申請書、土地使用賃貸契約書の写し、土地の位置図・平面図

注意事項

- ・ 補助の金額にはそれぞれ上限があります。
- ・ 複数の町内会が共同で申請することが可能です。
- ・ (1)から(3)は、1シーズン1項目の利用に限りませんが、(4)町内あき地利用についてのみに(1)から(3)との重複利用を可能とします。

3 小型除雪機貸出制度

狭くなった道路の除雪や、高齢者宅周辺の除雪を行う場合、市でリースしたハンドガイド除雪機を無料で貸出する制度です。

町内会は保険料（町内会活動中傷害保険）及び燃料費のみの負担で小型除雪機を利用することができます。

受付期間 令和7年11月10日（月） ～ 令和7年12月1日（月）

※受付期間終了後であっても、申込状況に空きがあれば、状況により受付可能。

貸出期間 令和7年12月1日（月） ～ 令和8年3月31日（火）

対 象 者 町内会 （町内会活動中傷害保険に加入が必要）

申込方法 事前に電話で利用希望日の空き状況を道路維持課に確認の上、必要書類を受付期間内に提出してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは帯広市道路維持課にて入手し作成してください。

必要書類 小型除雪機貸出申込書

注意事項

- ・ 小型除雪機貸出制度は、原則1町内会当り1シーズン1回限りかつ2週間以内の利用において貸出し、市道の除雪を行っていただくものです。

4 農村部除雪協力

川西・大正地区において、冬季間の安全で快適な道路環境を速やかに確保すること目的に、地区の除雪企業体の協力団体として両地区道路愛護組合に除雪作業に要した燃料代等をお支払いし、市道の一部を除雪していただいています。

6 情報発信の取組み

1 除雪情報の発信

(1) 市からの情報発信

「広報おびひろ」12月号にて、帯広市の除雪についてお知らせするほか、市ホームページや公式SNS(LINE、Facebook、X)により、「除雪・排雪出動状況」「除雪作業の概要・注意点」「除雪に関する支援制度」などの情報を発信します。

市ホームページの「除雪・排雪出動状況」では出動日時や排雪予定路線など細やかな排雪情報等を提供します。

コールシーケンサー(自動音声対応)を用いて、除雪出動の有無などの電話による問合せに対する情報を発信します。

(2) 大雪時の情報発信

大雪の降雪が予想された場合は、市民の理解と協力が必要となることから、市民の安全確保と除雪作業の妨げとならないよう、市ホームページや公式SNS(LINE、Facebook、X)に加え、テレビやラジオなどの放送メディアや市内報道機関に協力を依頼し、速やかに不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

- ・電話でのラジオ出演など、除雪に関する情報発信をラジオ局に依頼
- ・テレビの字幕スーパーなどを活用した除雪に関する情報発信をテレビ局に依頼
- ・SNSやウェブ版を利用した除雪に関する情報発信を報道機関に依頼

2 市民への除雪協力をお願い

円滑な除雪作業を行うため、「広報おびひろ」などの媒体を活用し、下記の6点について、協力をお願いします。

(1) 路上駐車禁止

除雪作業に著しく支障をきたすため、作業時間が遅れるだけでなく、場所によっては除雪作業そのものがないこともあります。

路上駐車は絶対にやめてください。



(2) 玄関前や間口の雪山処理

生活道路では、除雪後に帯状の雪山が家の前に残ってしまいます。

玄関前や間口の雪の処理は各家庭でお願いします。



(3) 道路への雪出し防止

道路へ雪出しをすると、除雪作業が遅れるだけでなく、わだちやザクザク道路の原因となり、大変危険です。

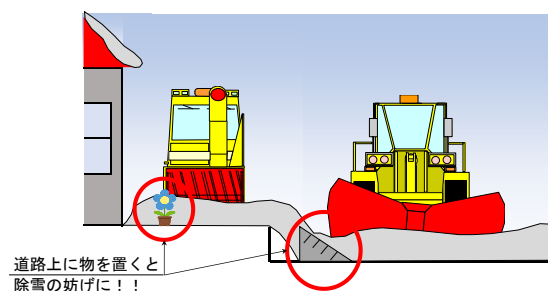
車道への雪出しは絶対にやめてください。



(4) 道路上に物を置かない

除雪作業の支障となるだけでなく、除雪機械の故障の原因にもなります。

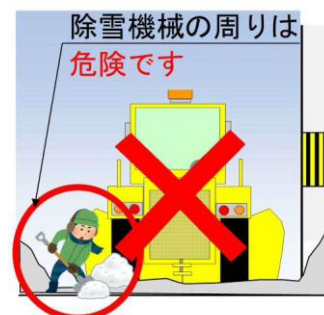
道路上に物は置かないでください。



(5) 除雪車への接近禁止

除雪車は視界も狭く、周囲は非常に危険です。

絶対に近づかないでください。

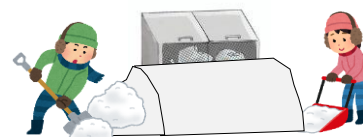


(6) ごみステーションの管理

降雪量によってはゴミステーションの前に帯状の雪が残ってしまいます。

ゴミステーション前の除雪は利用している皆様
お願いいたします。

ゴミステーション前の除雪をお願いします。



7 連携体制と情報共有

1 連携体制と情報共有

安全・安心な道路環境維持に向けて、各除雪センターや市役所関係課及び他機関と連携体制を構築し、オンライン会議を活用するなど情報伝達の円滑化を行い、より詳細な情報を共有し除雪対応を行います。

2 市役所関係課における連携

(1) 防災関係

気象予報等により大雪が予想される除雪対応では、危機対策課と気象予報や警報をはじめ、道路状況などの情報を適時共有しながら除雪体制を整えます。

帯広市地域防災計画に基づき、帯広市雪害対策本部等が設置された場合には、関係機関と連携を図るなど除雪体制を強化します。

帯広市災害対策本部が設置される場合には、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行に重要な路線の確保に努めます。

(2) 消防・救急関係

積雪や吹溜りなどによる交通障害が生じている際に、消防課より、病人搬送や火災等で緊急車両の交通路の確保の要請を受けた場合は、各除雪センターと連携し、除雪車両で先導するなどの対応を行います。

(3) 学校・教育関係

学校周辺及び通学時の安全確保に向けて、作業の効率化を図るため学校敷地内での除排雪の協力を依頼します。

大雪等により、学校管理規則に基づく休校など通学に関する情報と除雪の出動予定等を速やかに双方で共有し、状況に応じて除雪作業を行います。

また、除雪シーズン前に、学校給食センターと給食の配送経路を確認し、運搬路及び車両転回や間口など、除雪の注意が必要となる重点箇所を共有します。

大雪等により、児童・生徒の安全や給食の配送ルートが確保できない場合には、運搬路及び車両転回や間口などの重点箇所を速やかに除雪するとともに、学校周辺の通学路やスクールバス路線の除雪にあたっても、学校教育部の関係課と詳細な位置や内容を共有しながら対応します。

(4)道路管理者

大雪等により交通障害が生じる場合は、道路維持課、管理課、土木課の道路管理者が協力し、交通障害の早期解消に向けて連携体制を強化します。

降雪時や除雪作業時の交通規制などを速やかに関係機関に通達するため、管理課と正確な位置や内容などを共有します。

(5)その他

大雪時には、ごみ収集業務、保育所や学童、集乳ルートの確保、コミュニティセンター等の市有施設の運営、高齢者や障がい者などの除雪弱者への対応、公園への排雪など、市民生活や産業への影響も考慮しながら、必要に応じて関係部課と除雪情報を共有します。

3 他機関との連携

(1)各除雪センター

各地区の除雪センターとは、対面での打合せ会議に加え、オンライン会議の活用などにより、気象情報や道路状況などの最新の情報や詳細な情報を円滑に伝達し除排雪の対応を行います。

(2)帯広測候所

帯広測候所のポータルサイトや防災ホットラインを活用し、降り始め・降り終わりの予測、ピークの時間帯、雪質など最新の気象情報を基に除雪作業を判断します。

必要に応じて、オンライン会議等により気象情報を確認します。

(3)国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

通常時は、国道と市道の交差点接道部の除排雪作業など、必要に応じた情報の共有を行うなど双方で連携しながら実施します。

大雪時などには、国から派遣されたリエゾン（情報連絡員）を通じて、国との連携や必要に応じた除雪機械や除排雪作業の支援要請を実施するなど、各管理路線の除雪状況などの情報を円滑に共有しながら除雪対応を行います。

(4)北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部

通常時は、道道と市道の交差点接道部の除排雪作業など、必要に応じた情報の共有を行うなど双方で連携しながら実施します。

大雪時などには、北海道から派遣されたリエゾン（情報連絡員）を通じて、北海道との連携や必要に応じた除雪機械や除排雪作業の支援要請を実施するなど、各管理路線の除雪状況などの情報を円滑に共有しながら除雪対応を行います。

(5) (一社) 帯広建設業協会

(一社) 帯広建設業協会とは、「帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定」に基づき連携していくほか、必要に応じて会議等を実施し、除雪状況を共有するなど除雪対応の連携を行います。

(6) 帯広警察署

路上駐車や道路への雪出しなど除排雪作業に支障がある場合は、帯広警察署と連携し、注意を呼びかけます。

(7) 交通事業者 (バス協会・ハイヤー協会)

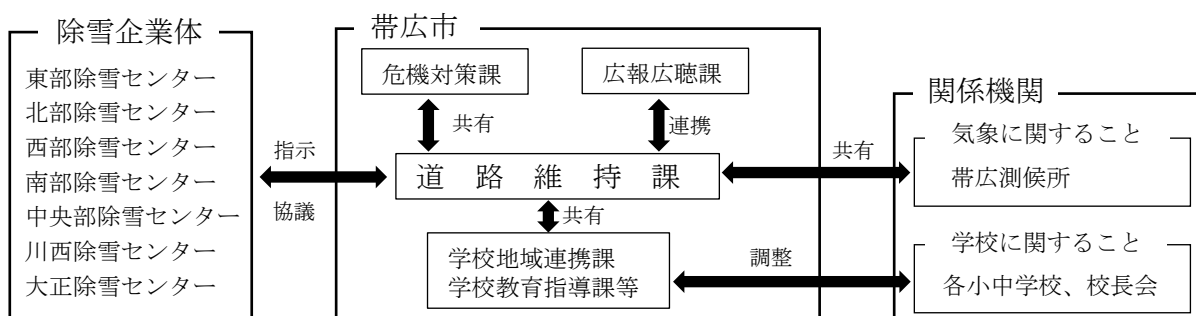
除雪シーズン前にバス事業者などと拡幅・排雪の優先路線について確認します。

除雪後に帯広駅周辺のバスターミナルやタクシー乗り場の利用に支障がある場合は、除雪状況などバス会社やハイヤー協会と情報共有を行い、必要に応じて除排雪を行います。

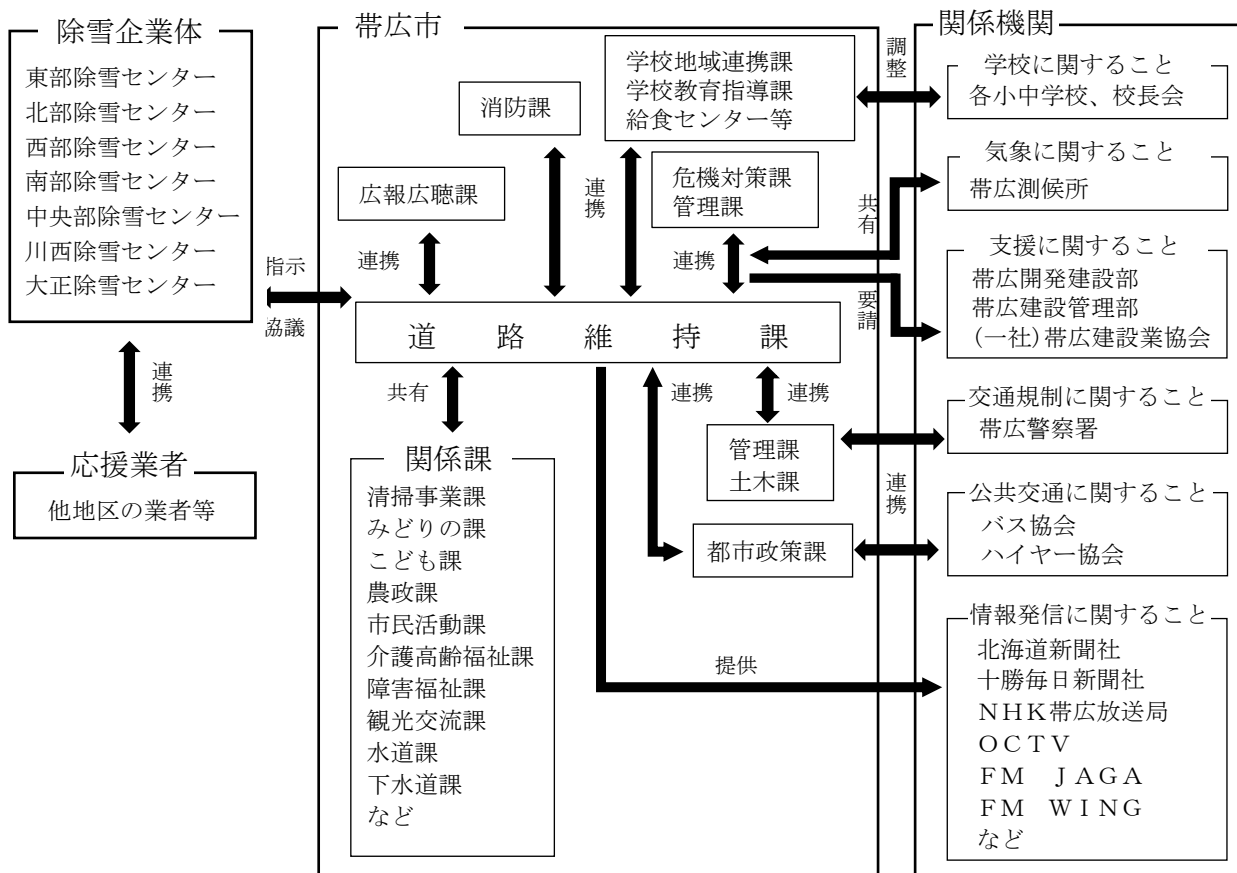
大雪によりバスが運休した場合は、バス路線確保のための連絡会議を開催するなど、バス会社やハイヤー協会と拡幅・排雪路線などの対応を協議します。

(8) 除排雪連絡体制フロー

・通常時の連絡体制

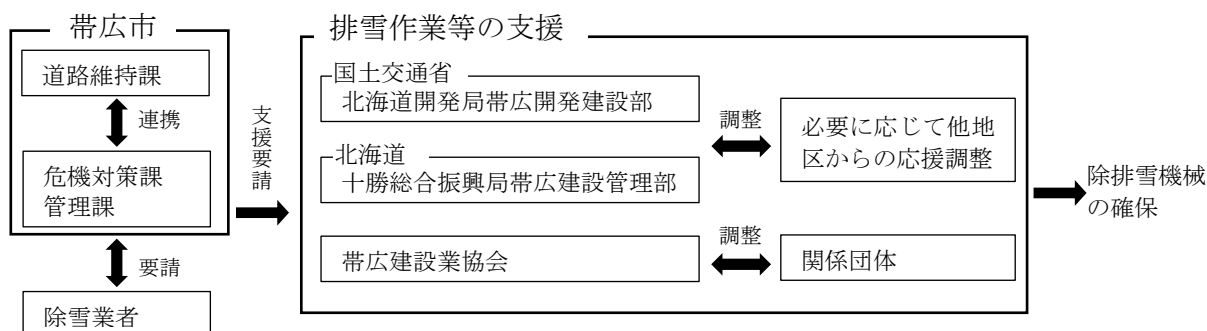


・雪害対策本部が設置される等、通常時の除雪が出来ない場合の連絡体制



(9) 除排雪の支援体制

・雪害対策本部が設置される等、通常時の除雪が出来ない場合の支援体制



【除排雪に関するお問い合わせ】

- ・ 帯広市都市環境部土木室道路維持課 0155-48-2322
- ・ 除雪センター
 - 東部地区除雪センター 0155-23-2017
 - 北部地区除雪センター 0155-37-2054
 - 中央部地区除雪センター 0155-33-2002
 - 西部地区除雪センター 0155-34-2003
 - 南部地区除雪センター 0155-47-3014
 - 川西地区除雪センター 0155-23-2037
 - 大正地区除雪センター 0155-23-2036

【インターネットによる市道の除雪状況確認について】

市道の除雪情報はこちらのリンクからご確認いただけます



ホームページ



LINE



X



Facebook



Yahoo!

帯 広 市 除 雪 実 施 計 画

令和 7 年 1 1 月 作 成

発行 帯広市都市環境部土木室道路維持課
帯広市南町南 6 線 4 6 番地 4
電 話 (0155) 48-2322
F A X (0155) 48-2319